

## (ガス小売供給約款 新旧対照表)

	現行約款	区分	新約款
表紙	46 メガジュール地区	<b>変更</b>	<u>45 メガジュール地区</u>
	平成 29 年 4 月 1 日実施	<b>変更</b>	<u>平成 30 年 10 月 1 日実施</u>
P3	<p>－その他の定義－</p> <p>(26)「46 メガジュール地区」… 標準熱量 46 メガジュールのガスを供給する地区をいいます。</p>	<b>変更</b>	<p>－その他の定義－</p> <p>(26)「<u>45 メガジュール地区</u>」… 標準熱量 <u>45 メガジュール</u>のガスを供給する地区をいいます。</p>
P19	<p><b>23. 単位料金の調整</b></p> <p>(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第 6 の各料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 6 の 2(2)のとおりといたします。</p> <p style="padding-left: 20px;">46 メガジュール地区</p> <p style="padding-left: 40px;">イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</p> <p style="padding-left: 60px;">調整単位料金（1 立方メートル当たり）</p> <p style="padding-left: 60px;">＝ 基準単位料金（税抜）＋0.086 円 × 原料価格変動額 / 100 円</p> <p style="padding-left: 40px;">ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき</p> <p style="padding-left: 60px;">調整単位料金（1 立方メートル当たり）</p> <p style="padding-left: 60px;">＝ 基準単位料金（税抜）－ 0.086 円 × 原料価格変動額 / 100 円</p> <p>（備 考）</p> <p>上記の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は、切り捨てます。</p>	<b>変更</b>	<p><b>23. 単位料金の調整</b></p> <p>(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第 6 の各料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 6 の 2(2)のとおりといたします。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>45 メガジュール地区</u></p> <p style="padding-left: 40px;">イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</p> <p style="padding-left: 60px;">調整単位料金（1 立方メートル当たり）</p> <p style="padding-left: 60px;">＝ 基準単位料金（税抜）＋<u>0.0813 円</u> × 原料価格変動額 / 100 円</p> <p style="padding-left: 40px;">ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき</p> <p style="padding-left: 60px;">調整単位料金（1 立方メートル当たり）</p> <p style="padding-left: 60px;">＝ 基準単位料金（税抜）－ <u>0.0813 円</u> × 原料価格変動額 / 100 円</p> <p>（備 考）</p> <p>上記の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は、切り捨てます。</p>
P20	<p><b>23. 単位料金の調整</b></p> <p>(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p style="padding-left: 20px;">① 基準平均原料価格（トン当たり）</p> <p style="padding-left: 40px;">63,370 円</p> <p style="padding-left: 20px;">② 平均原料価格（トン当たり）</p> <p style="padding-left: 40px;">別表第 6 の 2(2)に定められた各 3 ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したト</p>	<b>変更</b>	<p><b>23. 単位料金の調整</b></p> <p>(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p style="padding-left: 20px;">① 基準平均原料価格（トン当たり）</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>56,410 円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">② 平均原料価格（トン当たり）</p> <p style="padding-left: 40px;">別表第 6 の 2(2)に定められた各 3 ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したト</p>

<p>P20</p>	<p>ン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>（算式）</p> <p>平均原料価格</p> <p>= トン当たりLNG平均価格 × 0.9191</p> <p>+ トン当たりLPG平均価格 × 0.0876</p> <p>（備考）</p> <p>トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、本社事務所等に掲示いたします。</p>	<p>変更</p>	<p>ン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>（算式）</p> <p>平均原料価格</p> <p>= トン当たりLNG平均価格 × <u>0.87819</u></p> <p>+ トン当たりLPG平均価格 × <u>0.12181</u></p> <p>（備考）</p> <p>トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、本社事務所等に掲示いたします。</p>
<p>P23</p>	<p><b>34. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性</b></p> <p>(2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の46メガジュール地区の類別は13Aですので、消費機器は、13Aとされている消費機器が適合いたします。</p> <p>46メガジュール地区</p> <p>熱量 標準熱量 …………… 46メガジュール</p> <p>最低熱量 …………… 44メガジュール</p> <p>圧力 最高圧力 …………… 2.5キロパスカル</p> <p>最低圧力 …………… 1.0キロパスカル</p> <p>燃焼性 最高燃焼速度 …………… 47.0</p> <p>最低燃焼速度 …………… 35.0</p> <p>最高ウォッベ指数 …………… 57.8</p> <p>最低ウォッベ指数 …………… 52.7</p> <p>ガスグループ …………… 13A</p> <p>燃焼性の類別（旧呼称） …… 13A</p>	<p>変更</p>	<p><b>34. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性</b></p> <p>(2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の <u>45メガジュール地区</u> の類別は13Aですので、消費機器は、13Aとされている消費機器が適合いたします。</p> <p><u>45メガジュール地区</u></p> <p>熱量 標準熱量 …………… <u>45メガジュール</u></p> <p>最低熱量 …………… 44メガジュール</p> <p>圧力 最高圧力 …………… 2.5キロパスカル</p> <p>最低圧力 …………… 1.0キロパスカル</p> <p>燃焼性 最高燃焼速度 …………… 47.0</p> <p>最低燃焼速度 …………… 35.0</p> <p>最高ウォッベ指数 …………… 57.8</p> <p>最低ウォッベ指数 …………… 52.7</p> <p>ガスグループ …………… 13A</p> <p>燃焼性の類別（旧呼称） …… 13A</p>

P29	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p><b>1. この小売供給約款の実施期日</b></p> <p>この小売約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。</p>	<p><b>変更</b></p> <p><b>追加</b></p> <p><b>変更</b></p> <p><b>変更</b></p> <p><b>追加</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p><b>1. この小売供給約款の実施期日</b></p> <p>この小売約款は、<u>平成 30 年 10 月 1 日</u>から実施いたします。</p> <p><b>2. 実施に伴う切り替え措置</b></p> <p><u>当社は、平成 30 年 9 月 30 日以前から継続してこの小売約款による使用契約が締結されており、平成 30 年 10 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日までに支払い義務が初めて発生するものについては、変更後の小売約款に基づき料金を算定するものいたします。</u></p> <p><b>3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置</b></p> <p>当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。</p> <p><b>4. この小売約款の揭示</b></p> <p>当社は、この小売約款を、本社事務所等のほか、当社ホームページにおいて揭示いたします。この小売約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の 7 日前までに、この小売約款を変更する旨、変更後のガス小売供給約款の内容及びその効力発生時期を周知します。</p> <p><b>5. 改定履歴</b></p> <p><u>平成 29 年 4 月 1 日 ガス小売全面自由化に伴う制定</u></p> <p><u>平成 30 年 10 月 1 日 標準熱量変更に伴う改定</u></p>																								
P31	<p><b>(別表第 1) この小売供給約款の適用地域</b></p> <p>1. 46 メガジュール地区</p> <p>当社 (導管部門) 八戸ガス</p>	<p><b>変更</b></p>	<p><b>(別表第 1) この小売供給約款の適用地域</b></p> <p>1. <u>45 メガジュール地区</u></p> <p>当社 (導管部門) 八戸ガス</p>																								
P34	<p><b>(別表第 2) 本支管工事費の当社(導管部門)の負担額</b></p> <p>1. 46 メガジュール地区</p> <p>(1) ガスメーターの能力別当社負担額</p> <table border="1" data-bbox="197 1187 1059 1489"> <thead> <tr> <th>設置するガスメーターの能力</th> <th>ガスメーター 1 個につき当社の負担する金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.6 立方メートル毎時以下</td> <td>58,200 円</td> </tr> <tr> <td>2.5 立方メートル毎時</td> <td>91,000 円</td> </tr> <tr> <td>4 立方メートル毎時</td> <td>145,700 円</td> </tr> <tr> <td>6 立方メートル毎時</td> <td>218,400 円</td> </tr> <tr> <td>10 立方メートル毎時</td> <td>363,800 円</td> </tr> </tbody> </table>	設置するガスメーターの能力	ガスメーター 1 個につき当社の負担する金額	1.6 立方メートル毎時以下	58,200 円	2.5 立方メートル毎時	91,000 円	4 立方メートル毎時	145,700 円	6 立方メートル毎時	218,400 円	10 立方メートル毎時	363,800 円	<p><b>変更</b></p>	<p><b>(別表第 2) 本支管工事費の当社(導管部門)の負担額</b></p> <p>1. <u>45 メガジュール地区</u></p> <p>(1) ガスメーターの能力別当社負担額</p> <table border="1" data-bbox="1256 1187 2119 1489"> <thead> <tr> <th>設置するガスメーターの能力</th> <th>ガスメーター 1 個につき当社の負担する金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.6 立方メートル毎時以下</td> <td><u>57,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>2.5 立方メートル毎時</td> <td><u>89,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>4 立方メートル毎時</td> <td><u>142,400 円</u></td> </tr> <tr> <td>6 立方メートル毎時</td> <td><u>213,500 円</u></td> </tr> <tr> <td>10 立方メートル毎時</td> <td><u>355,800 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	設置するガスメーターの能力	ガスメーター 1 個につき当社の負担する金額	1.6 立方メートル毎時以下	<u>57,000 円</u>	2.5 立方メートル毎時	<u>89,000 円</u>	4 立方メートル毎時	<u>142,400 円</u>	6 立方メートル毎時	<u>213,500 円</u>	10 立方メートル毎時	<u>355,800 円</u>
設置するガスメーターの能力	ガスメーター 1 個につき当社の負担する金額																										
1.6 立方メートル毎時以下	58,200 円																										
2.5 立方メートル毎時	91,000 円																										
4 立方メートル毎時	145,700 円																										
6 立方メートル毎時	218,400 円																										
10 立方メートル毎時	363,800 円																										
設置するガスメーターの能力	ガスメーター 1 個につき当社の負担する金額																										
1.6 立方メートル毎時以下	<u>57,000 円</u>																										
2.5 立方メートル毎時	<u>89,000 円</u>																										
4 立方メートル毎時	<u>142,400 円</u>																										
6 立方メートル毎時	<u>213,500 円</u>																										
10 立方メートル毎時	<u>355,800 円</u>																										

<p>P34</p>	<table border="1" data-bbox="197 97 1059 392"> <tr><td>16 立方メートル毎時</td><td>582,100 円</td></tr> <tr><td>25 立方メートル毎時</td><td>909,300 円</td></tr> <tr><td>40 立方メートル毎時</td><td>1,454,900 円</td></tr> <tr><td>65 立方メートル毎時</td><td>2,364,100 円</td></tr> <tr><td>100 立方メートル毎時</td><td>3,636,800 円</td></tr> <tr><td>160 立方メートル毎時</td><td>5,819,000 円</td></tr> </table> <p>(2) (1)以外のガスメーターを設置する場合の当社負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき36,368の割合で計算した金額といたします(但し、計算結果の100円未満の端数は、切り上げます。)</p>	16 立方メートル毎時	582,100 円	25 立方メートル毎時	909,300 円	40 立方メートル毎時	1,454,900 円	65 立方メートル毎時	2,364,100 円	100 立方メートル毎時	3,636,800 円	160 立方メートル毎時	5,819,000 円	<p><b>変更</b></p>	<table border="1" data-bbox="1261 97 2123 392"> <tr><td>16 立方メートル毎時</td><td><u>569,300 円</u></td></tr> <tr><td>25 立方メートル毎時</td><td><u>889,500 円</u></td></tr> <tr><td>40 立方メートル毎時</td><td><u>1,423,200 円</u></td></tr> <tr><td>65 立方メートル毎時</td><td><u>2,312,600 円</u></td></tr> <tr><td>100 立方メートル毎時</td><td><u>3,557,800 円</u></td></tr> <tr><td>160 立方メートル毎時</td><td><u>5,692,400 円</u></td></tr> </table> <p>(2) (1)以外のガスメーターを設置する場合の当社負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき<u>35,577円</u>の割合で計算した金額といたします(但し、計算結果の100円未満の端数は、切り上げます。)</p>	16 立方メートル毎時	<u>569,300 円</u>	25 立方メートル毎時	<u>889,500 円</u>	40 立方メートル毎時	<u>1,423,200 円</u>	65 立方メートル毎時	<u>2,312,600 円</u>	100 立方メートル毎時	<u>3,557,800 円</u>	160 立方メートル毎時	<u>5,692,400 円</u>
16 立方メートル毎時	582,100 円																										
25 立方メートル毎時	909,300 円																										
40 立方メートル毎時	1,454,900 円																										
65 立方メートル毎時	2,364,100 円																										
100 立方メートル毎時	3,636,800 円																										
160 立方メートル毎時	5,819,000 円																										
16 立方メートル毎時	<u>569,300 円</u>																										
25 立方メートル毎時	<u>889,500 円</u>																										
40 立方メートル毎時	<u>1,423,200 円</u>																										
65 立方メートル毎時	<u>2,312,600 円</u>																										
100 立方メートル毎時	<u>3,557,800 円</u>																										
160 立方メートル毎時	<u>5,692,400 円</u>																										
<p>P37</p>	<p>(別表第6) 適用する料金表</p> <p>1. 適用区分</p> <p>46メガジュール地区</p> <p>料金表A 使用量が0立方メートルから16立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表B 使用量が16立方メートルを超え、163立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表C 使用量が163立方メートルを超え、449立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表D 使用量が449立方メートルを超える場合に適用いたします。</p>	<p><b>変更</b></p>	<p>(別表第6) 適用する料金表</p> <p>1. 適用区分</p> <p><u>45メガジュール地区</u></p> <p>料金表A 使用量が0立方メートルから16立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表B 使用量が16立方メートルを超え、<u>167立方メートル</u>までの場合に適用いたします。</p> <p>料金表C 使用量が<u>167立方メートル</u>を超え、<u>459立方メートル</u>までの場合に適用いたします。</p> <p>料金表D 使用量が<u>459立方メートル</u>を超える場合に適用いたします。</p>																								
<p>P38</p>	<p>3. 料金表A</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="203 1050 1099 1150"> <tr><td rowspan="2">1か月及びガスメーター1個につき</td><td>881.28 円(税込)</td></tr> <tr><td>816.00 円(税抜)</td></tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="203 1198 1099 1299"> <tr><td rowspan="2">1立方メートルにつき</td><td>228.8088円(税込)</td></tr> <tr><td>211.86 円(税抜)</td></tr> </table> <p>(3) 調整単位料金</p> <p>(2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>	1か月及びガスメーター1個につき	881.28 円(税込)	816.00 円(税抜)	1立方メートルにつき	228.8088円(税込)	211.86 円(税抜)	<p><b>変更</b></p>	<p>3. 料金表A</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1245 1050 2152 1150"> <tr><td rowspan="2">1か月及びガスメーター1個につき</td><td>881.28 円(税込)</td></tr> <tr><td>816.00 円(税抜)</td></tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="1245 1198 2152 1299"> <tr><td rowspan="2">1立方メートルにつき</td><td><u>217.7280円(税込)</u></td></tr> <tr><td><u>201.60 円(税抜)</u></td></tr> </table> <p>(3) 調整単位料金</p> <p>(2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>	1か月及びガスメーター1個につき	881.28 円(税込)	816.00 円(税抜)	1立方メートルにつき	<u>217.7280円(税込)</u>	<u>201.60 円(税抜)</u>												
1か月及びガスメーター1個につき	881.28 円(税込)																										
	816.00 円(税抜)																										
1立方メートルにつき	228.8088円(税込)																										
	211.86 円(税抜)																										
1か月及びガスメーター1個につき	881.28 円(税込)																										
	816.00 円(税抜)																										
1立方メートルにつき	<u>217.7280円(税込)</u>																										
	<u>201.60 円(税抜)</u>																										

P38

## 4. 料金表B

## (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,188.00 円 (税込)
	1,100.00 円 (税抜)

## (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	209.7036円 (税込)
	194.17 円 (税抜)

## (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

P39

## 5. 料金表C

## (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,456.00 円 (税込)
	3,200.00 円 (税抜)

## (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	195.8040円 (税込)
	181.30 円 (税抜)

## (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

## 6. 料金表D

## (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	9,720.00 円 (税込)
	9,000.00 円 (税抜)

## (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	181.8612円 (税込)
	168.39 円 (税抜)

変更

## 4. 料金表B

## (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	<u>1,198.80 円 (税込)</u>
	<u>1,110.00 円 (税抜)</u>

## (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	<u>198.4284円 (税込)</u>
	<u>183.73 円 (税抜)</u>

## (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

変更

## 5. 料金表C

## (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,456.00 円 (税込)
	3,200.00 円 (税抜)

## (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	<u>184.9608円 (税込)</u>
	<u>171.26 円 (税抜)</u>

## (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

変更

## 6. 料金表D

## (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	9,720.00 円 (税込)
	9,000.00 円 (税抜)

## (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	<u>171.3204円 (税込)</u>
	<u>158.63 円 (税抜)</u>